

住民投票制度とは

通常、住民投票とは、その根拠として、地方自治法第 12 条、74 条に規定される「住民による条例制定又は改廃の直接請求権」に基づくものであり、住民からの「住民投票条例の制定請求」により、個別案件毎に議会の議決を経て実施されるものである。

現在、制度化されている住民投票は、自治基本条例等において、この自治法に基づく【個別型】の規定が一般的であるが、別途、一定の住民発議の要件を満たした場合に、個別に議会の議決を経ずに実施される【常設型】がある。

(参考) 地方自治法 (要約)

第 12 条

普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、当該地方公共団体の条例(地方税の賦課徴収・分担金、使用料・手数料の徴収に関するものを除く)の制定又は改廃を請求する権利を有する。

第 74 条

普通地方公共団体において選挙権を有する者は、その総数の 50 分の 1 以上の連署をもって、その代表者から長に対し、条例(法 12 条に定めるものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

署名収集の期間は、市町村にあっては 1 ヶ月以内とする。(法施行令)

前項の請求があったときは、長は直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

長は、請求を受理した日から 20 日以内に議会を召集し、意見を付けて議会に付議し、その結果を代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

議会は、付議された事項の審議を行うにあたり、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

1 個別型 (議会による個別条例制定により実施されるもの)

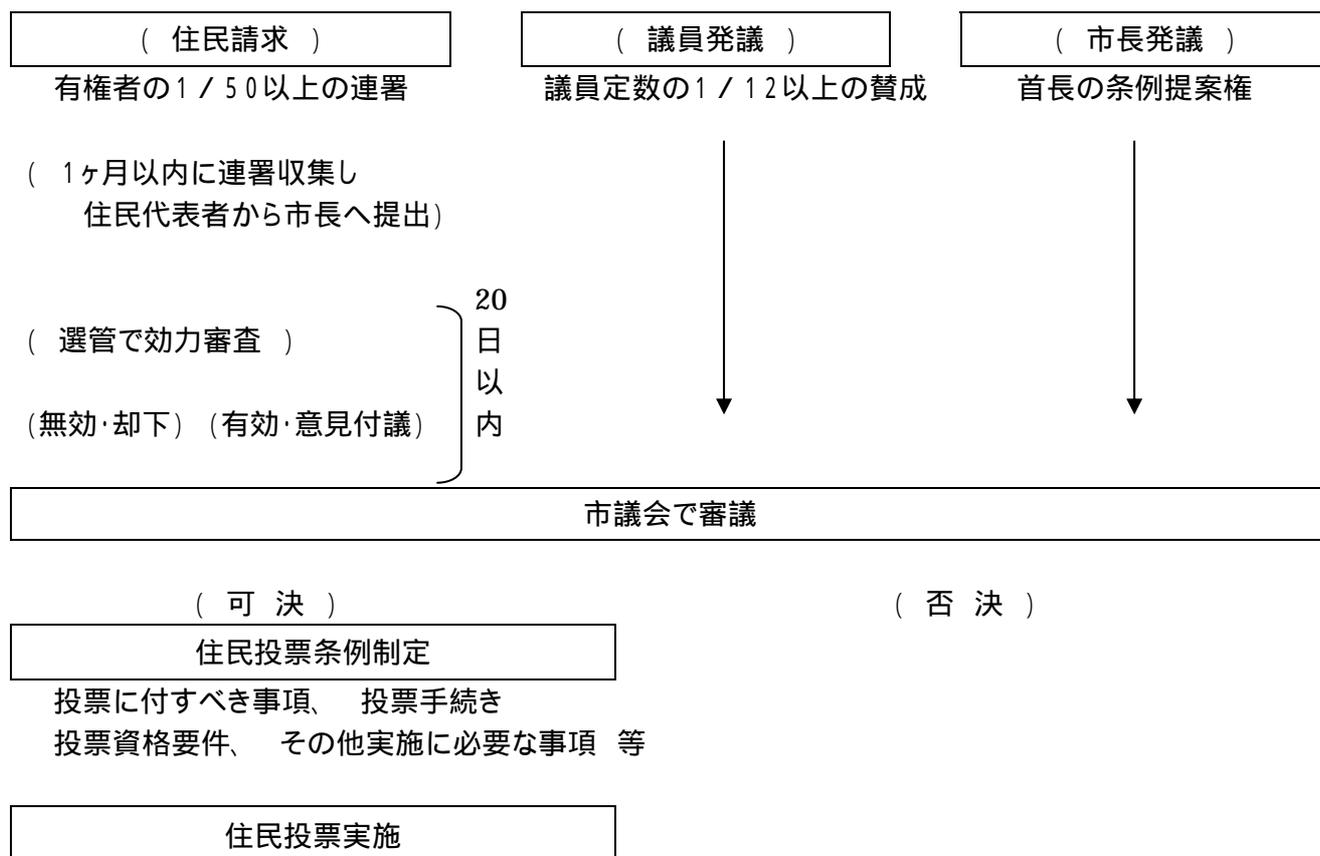
(1) 住民請求の規定がある市の例

根拠条例	住民(請求)	議員(発議)	市長(発議)	結果の取扱
・多摩市自治基本条例 ・草加市みんなでまちづくり自治基本条例 ・柏崎市市民参加のまちづくり基本条例 ・武生市自治基本条例	有権者の 1 / 50	1 / 12	有	尊重
・善通寺市自治基本条例	有権者の 1 / 50	1 / 12		尊重
・伊賀市自治基本条例	有権者の 1 / 50			事前に明示
・杉並区自治基本条例	1 / 50 (18歳以上・永住外国人含む)	1 / 12	有	
・静岡市自治基本条例	1 / 50 (20歳以上・永住外国人含む)			
・熊本市自治基本条例(案)	有権者の 1 / 50	1 / 12	有	尊重

(2) 包括的な規定の市の例

根拠条例	規定概要	結果の取扱
・羽咋市まちづくり基本条例	住民投票の実施に関する必要な手続きその他の事項については、別に条例で定める。	
・久喜市自治基本条例	住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続きについては、別に条例で定める。	尊重
・宝塚市まちづくり基本条例	広く市民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、市民投票を実施することができる。	
・伊丹市まちづくり基本条例	投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票方法、投票結果の公表その他必要な手続きについては、その都度条例で定める。	
・八戸市協働のまちづくり自治基本条例	市民投票の実施に関し必要な事項はその都度条例で定める。	尊重

【個別型】住民投票の手順



2 常設型（事案ごとに議会の議決を経ず、住民発議により実施されるもの）

(1) 自治基本条例で規定の例

根拠条例	住民(発議)	議員(発議)	市長(発議)	結果の取扱
・富士見市自治基本条例 (住民投票条例制定)	有権者の1/5	1/3	有	尊重
・大和市自治基本条例	16歳以上の1/3	1/12	有	尊重
・岸和田市自治基本条例 (住民投票条例予定)	18歳以上の1/4 (定住外国人含む)			尊重
・川崎市自治基本条例	住民、議会又は市長の発議に基づき、住民投票を実施することができます。			尊重

(2) 住民投票条例のみを単独で制定の例

【根拠条例】	住民(発議)	議員(発議)	市長(発議)	結果の取扱
・高浜市住民投票条例	18歳以上の1/3(永住外国人含む)	1/12	有	尊重
・広島市住民投票条例	18歳以上の1/10(永住外国人含む)			尊重
・大竹市住民投票条例	18歳以上の1/3(永住外国人含む)			尊重
・我孫子市民投票条例	18歳以上の1/8(永住外国人含む)	1/4	有	尊重
・桐生市住民投票条例	有権者の1/6			尊重

【常設型】住民投票の手順（広島市の例）

住民代表者から市長へ住民投票請求書の提出

対象事項の場合

必要署名数の提示

18歳以上(永住外国人含む)の1/10以上

1ヶ月以内に連署収集し市長へ提出

60日以内に選管で効力審査

実施の告示、90日以内に投票日を設定

住民投票実施

非対象事項の場合（未実施）

市の権限に属さない事項。

議会の解散その他法令に基づき住民投票を行うことができる事項。

専ら特定の市民又は地域にのみ関する事項。

市の組織・人事・及び財務に関する事項。

前各号に定めるもののほか、住民投票に付すことが適当でないとして明らかに認められるもの。

3 個別型住民投票の制定・実施状況等

自治体	テーマ	提案	制定（公布時期）	実施
高知県窪川町	原子力発電所設置	首長	（S57年）	
鳥取県米子市	中海淡水化賛否	直接	（S63年）	
宮崎県串間町	原子力発電所設置	首長	（H5年）	
三重県南島町	原子力発電所設置・事前環境調査	議員	（H7年）	
三重県紀勢町	原子力発電所設置	直接	（H7年）	
新潟県巻町	原子力発電所設置	直接	（H7年）	
高知県日高村	産業廃棄物処理施設の設置（97年廃止）	議員	（H8年）	
沖縄県	日米地位協定見直し・基地整理縮小	直接	（H8年）	
岐阜県御嵩町	産業廃棄物処理施設の設置	直接	（H9年）	
沖縄県名護市	米軍ヘリポート基地建設の是非	直接	（H9年）	
宮崎県小林市	産業廃棄物処理施設の設置	直接	（H9年）	
岡山県吉永町	産業廃棄物処理施設の設置	直接	（H10年）	
宮城県白石市	産業廃棄物処理施設の設置	首長	（H10年）	
千葉県海上町	産業廃棄物処理施設の設置	首長	（H10年）	
長崎県小長井町	採石場の新設・拡張	首長	（H11年）	
徳島市	吉野川可動堰建設計画の賛否	議員	（H11年）	
兵庫県温泉町	産業廃棄物処理施設の設置	議員	（H12年）	
新潟県刈羽村	原発プルサーマル計画	直接	（H13年）	
三重県海山町	原子力発電所建設の是非	直接	（H13年）	
高知県日高村	産業廃棄物処理施設の設置	直接	（H15年）	

（参考）市町村合併に伴う住民投票実施件数：2002～2004年で約330件